

川口市監査告示第 22 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月1日

川口市監査委員	澤野 高雄
同	金井 洋
同	野口 宏明
同	芝崎 正太

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

総務部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成30年10月1日～平成30年10月29日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(3) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(4) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか

	イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか
--	--

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年7月31日

5 監査の実施期間

令和3年9月1日～令和3年9月29日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[総務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 一般寄附金
- (イ) 資源物売払雑入

イ 支出事務

- (ア) 公平委員会委員報酬
- (イ) 弁護士等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 埼玉県都市法制連絡協議会負担金等

ウ 契約事務

- (ア) 一般廃棄物処理業務等の委託契約
- (イ) 全体部課長会議・町会相談員会議会場借上等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[職員課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 研修施設使用料
- (イ) 過年度返還金等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 上級職員法律講座講師等の報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 各種研修負担金等

ウ 契約事務

- (ア) 試験問題作成業務等の委託契約
- (イ) 小型乗用自動車借上等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い
- (ウ) その他

[行政管理課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 情報公開手数料
- (イ) 情報公開等複写雑入

イ 支出事務

- (ア) 情報公開・個人情報保護運営審議会委員等の報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 通信運搬費

ウ 契約事務

- (ア) 新郷書庫機械警備業務等の委託契約
- (イ) 新郷書庫等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[検査室]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

イ 契約事務

(ア) 軽乗用自動車賃貸借

ウ 工事検査事務

(ア) 出来高検査及び完成検査等

エ 財産管理

(ア) 備品管理

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

職員課の過年度返還金雑入の収入事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

2 支出事務について

総務課の消耗品費において、物品の購入・管理に際し、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

3 契約事務について

職員課の試験問題作成業務委託契約の支払い事務において、契約書どおりに行われていないものが見受けられたので、契約書に則り適正に執行されたい。

職員課の小型乗用自動車借上の賃貸借契約において、契約の締結が、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

4 財産管理について

職員課の備品等の管理において、川口市財産規則等に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

第3 意見

1 契約事務について

全課室の委託契約及び賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

職員課の委託契約及び賃貸借契約において、一者随意契約とする理由を明確に、また長期継続契約である旨について適切に記載されたい。

2 財産管理について

職員課の行政財産の使用許可の決裁において、許可内容を伺い文に適切に記載されたい。